（運航規程及び整備規程の認可申請等）

第二百十三条　（略）

2　法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

一　機体並びに装備品、部品及び救急用具（次条において「装備品等」という。）の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更

二　前号に掲げるもののほか、航空機の運航の安全に影響を及ぼすおそれの少ないものとして国土交通大臣が認める事項の変更（第四項各号に掲げるものを除く。）

3　法第百四条第三項の規定により運航規程又は整備規程の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事前届出書又は整備規程変更事前届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三　実施予定日

4　法第百四条第一項第二号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　運航又は整備に関する職務を実施する組織の名称の変更であつて、その職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの

二　前号に掲げるもののほか、誤記の訂正、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の運航規程又は整備規程に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

5　法第百四条第四項の規定により運航規程又は整備規程の軽微な変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運航規程変更事後届出書又は整備規程変更事後届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

三　実施日

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条　法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　運航規程	（略）
イ～ヘ　（略）	
ト　離陸し、又は着陸することができる最低の気象状態	使用が予想される全ての空港等について、航空機の型式、当該空港等の特性、航空保安施設の状況並びに操縦者の知識及び経験に適応して定められていること。

五　航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。

六　ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イ及びロの空域で行うこと。

2　前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

（運航規程及び整備規程の認可申請）

第二百十三条　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（運航規程及び整備規程）

第二百十四条　法第百四条第一項の国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準は同表の上欄に掲げる事項についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一　運航規程	（略）
イ～ヘ　（略）	
ト　離陸し、又は着陸することができる最低の気象状態	使用が予想されるすべての空港等について、航空機の型式、当該空港等の特性、航空保安施設の状況並びに操縦者の知識及び経験に適応して定められていること。